

(別紙様式3)

平成23年5月23日
西宮市農業委員会

平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に対して、地域の農業者等から寄せられた御意見等に対する考え方について。

1. 寄せられた御意見等の総数：1件(4件【同一用紙によるため】)

2. 法令事務に関する御意見等

御意見等の概要	農業委員会としての考え方
1、農業委員会が決定できる農地取得要件である下限面積を見直し、引き下げることにはできないのか。 1件	1、西宮市における下限面積について平成21年12月15日までに下限面積を農業委員会が定めない場合は、農地法第3条第2項第5号の規定により一律に50aの下限面積が適用されることとなるため、現行の20aを設定した。設定理由は、今後の情勢を見守りながら、変更が必要と判断したときに、改めて検討するとの意見が平成21年11月20日の総会であったためである。今後、西宮市農業委員会としては、利用状況調査の結果や西宮市内の農家の方々の意見等を踏まえ、現行下限面積(20a)の変更について必要性等の協議を進めて今年度9月末までに結論を得ることとする。
2、市街化調整区域農地の法的規制が厳しいのではないのか。 1件	2、市街化調整区域とは、都市計画法で「市街化を抑制すべき区域とする。」とされ開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行えないこととなっている。そのため、農地転用にあたっては、都市計画法の制約を受け、また、農地法における制約も受けるが、許可基準を満たせば、申請から許可指令書等の交付まで2、3ヶ月程度となり、転用事業に着手できる。
計 2件	

3. 促進等事務に関する御意見等

御意見等の概要	農業委員会としての考え方
1 0件	
計 0件	

4 . その他の御意見等

御意見等の概要	農業委員会としての考え方
<p>1、転用規制のある市街化調整区域における農業についてどう考えるのか。 1件</p>	<p>1、市街化調整区域では、都市計画法で「市街化を抑制すべき区域とする。」とされ当該区域の農地においては、農業上の利用が好ましい。 しかし、現状において市街化調整区域農地では、高齢化や相続等による非農家化により農地の利用ができなくなっている等の問題点があるとの認識がある。 そのため、西宮市農業委員会として新規就農者等の参入により当該農地の活性化が可能かどうか等、問題点等の整理を進めていく。 その一端として農地の取得要件の一つである下限面積を変更について検討を進めていく。</p>
<p>2、高齢化等により営農できなくなった際の支援措置等はあるのか。 1件</p>	<p>2、農業委員会としての手当て等の措置ではできないが、既存の制度等を活用する形で市長部局等との協議等を進めることで対応していく。</p>
<p>計 2件</p>	